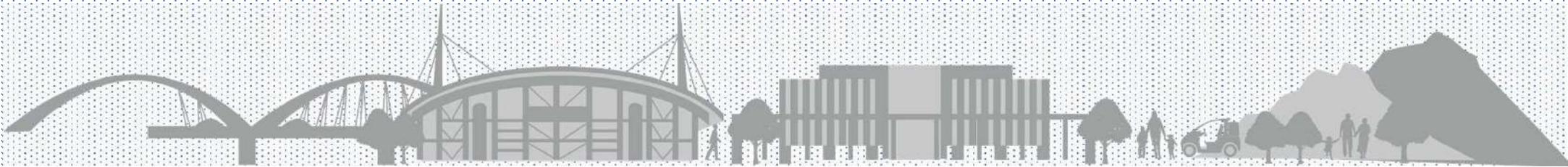


資料 2

豊田市交流館の取組実績について (令和元年～令和5年) ～平成30年条例改正を踏まえて～



目次

はじめに

1 交流館を取り巻く状況

- (1)豊田市を取り巻く環境変化
- (2)市勢年表
- (3)地域の状況

2 交流館の取組実績(令和元年～令和5年)

- (1)交流館の事業概要
- (2)交流館年表
- (3)施設整備に関する実績
- (4)運営に関する実績
- (5)利用に関する実績

3 平成30年条例改正に伴う効果検証

- (1)平成30年条例改正の内容
- (2)効果検証を行う上での考え方
- (3)施設運営の視点
- (4)事業の視点
- (5)地域共働の視点
- (6)総括(課題と展望)

- 交流館は、これまで、“公民館”、“生涯学習センター交流館”、“交流館”と名称及び機能を変更しながら現在の交流館へと変遷をしてきた。平成30年度には、「平成26年豊田市生涯学習審議会答申(豊田市生涯学習センター交流館の役割と機能の見直し)」などを踏まえて、設置根拠を従来の社会教育法から地方自治法へと変更し新たな施設運営を開始。これにより、営利利用による新規利用者の拡大や地域の特性やニーズに応じた運営が可能となった。
- 新たな舵を切って早々に新型コロナウイルス感染症が発生し、外出自粛や社会的距離の確保を余儀なくされ、つながりづくりを生業とする交流館としては苦しい運営状況が続いた。それでも新しい生活様式への対応やキャッシュレス決済の導入をはじめたデジタル化など取組を進めつつ、「学び・交流・活動」を止めないよう施設運営を行ってきたところ。
- こうしたなか、令和4・5年度に開催した豊田市生涯学習審議会において、「人生100年時代の学びのあり方と方策」について議論をいただいた。平均寿命の延伸や地域のつながりの希薄化など社会環境が変化する中、生涯学習や世代間交流が改めて重要となっており、人生100年時代をよりよく生きるための地域社会の実現やひとづくりを一層推進する必要性がある。
- これらを踏まえて、一般行政施設に転換した平成30年度以降の5年間の取組について振り返りを行い、実績等をまとめたものである。

1 交流館を取り巻く状況について

1 (1) 豊田市を取り巻く環境変化

*第9次豊田市総合計画(中間案)から抜粋



「つな」の視点

●中長期的な人口減少・少子化・人生100年時代の進展

こどもから高齢者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会や、安心して暮らすことのできる地域社会をつくることが重要

●価値観・ライフスタイルの多様化の進展

誰もが将来に希望を持ち、自分らしく安心して暮らせるよう、「つながり合い」を通じた、気づき合い、認め合い、学び合いが重要

「人を支える基盤(まち)」の視点

●産業構造の大転換・カーボンニュートラルの養成

産業構造やビジネスモデルが大きく転換する中で、引き続きものづくり企業が集積している特性を生かしたまちづくりが重要

●デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速、生成AI等の技術革新の進展

デジタル化や生成AI等※の技術革新が社会経済全般にもたらす様々な可能性を生かしたまちづくりが重要

※生成AI…文章、画像、プログラム等をつくる人工知能の総称

●持続可能な都市経営の重要性

気候変動や災害の激甚化、公共施設の老朽化など、本市の経営を取り巻くリスクを想定し、様々な主体と協力・補完し合いながら、まちづくりを進めていくことが重要

●リニア中央新幹線の開業等

中部圏域の経済優位性が高まることが予想される中で、日本経済の飛躍を担う本市の役割を意識した取組が重要

1 (2) 豊田市勢の年表 (令和元年～令和5年) *コロナ禍の相関を踏まえた主な取組



新型コロナウイルス感染症の動向



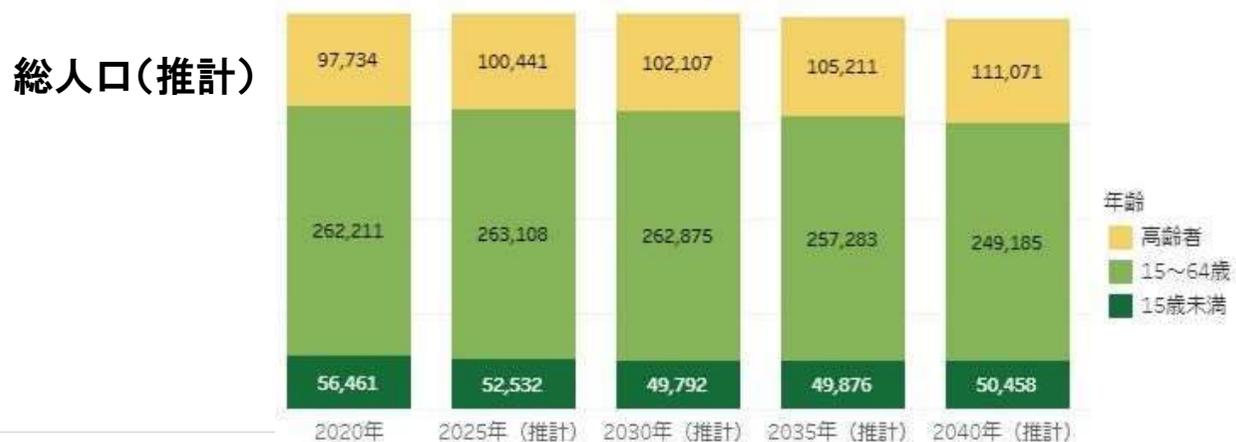
- ラグビーワールドカップ 2019の開幕
- ICT活用ビジョンの策定
- 相互理解と意思疎通に関する条例の制定
- 山村条例の制定
- 部活動の地域移行の検討
- 豊田市駅東口まちなか広場「とよしば」オープン
- 官民連携介護予防「ずっと元気プロジェクト」の開始
- SDGsパートナー制度の開始
- 世界ラリー選手権の開催
- SDGs認証制度の開始
- 地域共生社会推進全国サミットの開催
- 博物館の開館 (令和6年～)





1 (3) 地域の状況<担い手確保>

- 総人口の減少及び高齢化の人口構造が進み、地域の担い手確保が課題である。
- 定年延長で働く期間が長くなり、地域活動に参画する年齢も高くなっていくことが予想される。



出典：
とよたデータボード
豊田市における中学校区の情報



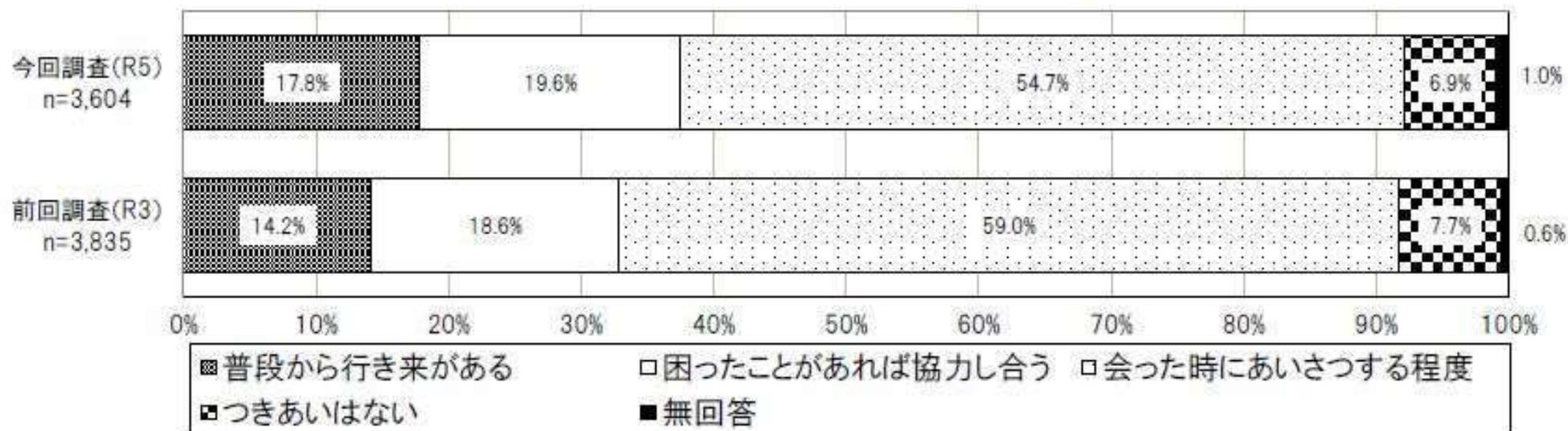
1 (3) 地域の状況<つながりの希薄化>

- 単身世帯の増加やライフスタイルの多様化など複合的な要因により、近所づきあいをはじめとする地域のつながりが希薄化している。一方で、SNS(ソーシャルネットワーキング)の普及等もあり、様々なつながり方が生まれている。

○近所づきあいについて、「会った時にあいさつする程度」と回答した市民の割合が最も高く、54.7%となっており、前回調査と比較して4.3ポイント減少。

○「会った時にあいさつする程度」及び「つきあいはない」と回答した市民が全体の6割。

図表3-9-1 実際の近所づきあい(前回調査との比較)

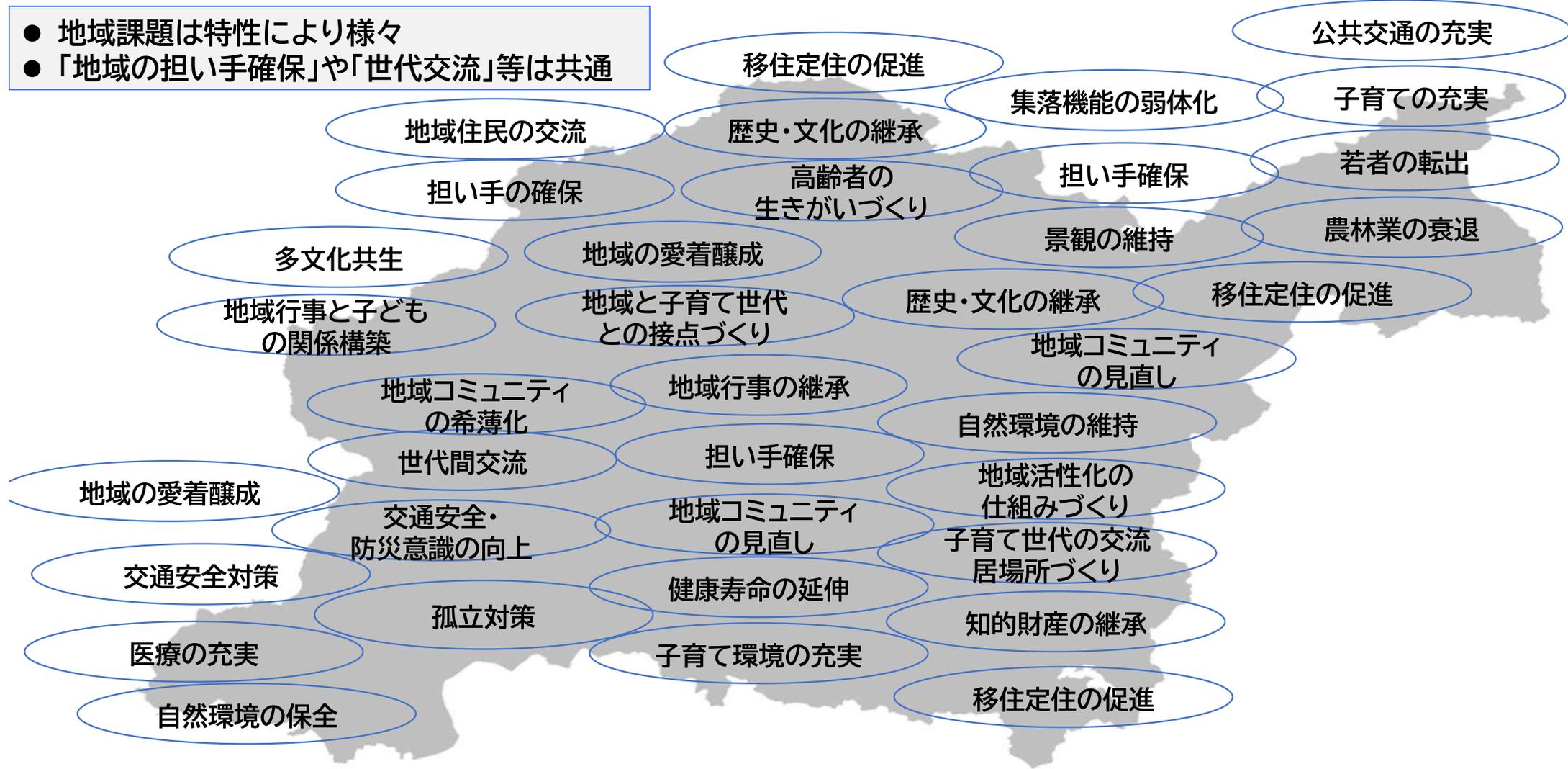


出典：令和5年度市民意識調査

1 (3) 地域の状況<地域課題>

*交流館運営計画に記されている「地域課題」から抜粋

- 地域課題は特性により様々
- 「地域の担い手確保」や「世代交流」等は共通



2 交流館の取組実績(令和元年～令和5年)

1 施設の運営に関すること

- (1) 部屋等の利用許可に関する業務
- (2) 図書に関する業務(全館)
- (3) スポーツ施設に関する業務
(石野・上郷・井郷・末野原・高橋・竜神・保見)
- (4) 子育てサロンに関する業務
- (5) 自販機の設置(全館)

2 施設の維持管理に関すること

- (1) 施設管理及び保守点検
- (2) 施設の修繕

3 事業に関すること

- (1) 事業の企画・実施
- (2) 市民の活動支援及びコーディネート
- (3) 施設及び事業に関する市民への周知

4 地域共働に関すること

- (1) 交流館運営委員会の設置・運営
- (2) 地区コミュニティ会議の事務局
(会議、ふれあいまつり、二十歳のつどいなど)
- (3) 地域会議及び地域活動等との連携

2 (2) 交流館の年表 (令和元年～令和5年)

令和元年
(2019年)

令和2年
(2020年)

令和3年
(2021年)

令和4年
(2022年)

令和5年
(2023年)

★地方自治法を設置根拠とする運用開始



施
設

●稲武交流館の改築

●藤岡交流館の移転新築
(藤岡支所合築)

●藤岡南交流館の増築



●若園交流館の新改築
(若園中学校合築)



運
営

●営利利用の開始
(3倍利用)

●地域独自ルール
の開始(時間帯区分など)

●交流館と地域学校共働本部との連携
(モデル事業2館)

●予約システムの導入

※館の実情に合わせて1時間利用区分を導入

●キャッシュレス決済
の試行(モデル5館)

●市外利用者割増料金の
導入(2倍利用)
※令和6年～

●Wi-Fiモバイルルーター
貸出の試験運用開始

●キャッシュレス決済
の運用(全館)

2 (3) 施設整備に関する実績 (令和元年~令和5年)

【令和元年度】稲武交流館の改築

- ・エレベーター設置
- ・トイレ様式化
- ・大会議室の改修
- ・照明のLED化 等



【令和2年度】藤岡交流館の移転新築(藤岡支所合築)

敷地面積：
8,570.6㎡
建物・延床面積：
2,640.57㎡



【令和2年度】藤岡南交流館の増築

- ・コミュニティホールの増築
- ・図書コーナー部の改修
- ・照明、空調設備の改修
- ・雨漏り箇所の改修 等



【令和5年度】若園交流館の新改築(若園中学校合築)

敷地面積：
26,164.41㎡(中学校含む)
建物・延床面積：
2,704.91㎡(中学校含む)



2 (4) 運営に関する実績 (令和元年～令和5年)

年次	項目	内容
令和元年～	営利利用の開始	利用の多様化に対応し、事業者等のノウハウを生かした学び・交流・活動を展開するため営利利用(基本使用料の3倍)を開始。
令和元年～	地域独自利用ルールの開始	地域の特性や実情に応じて開館時間や利用時間区分のほか独自ルールを設定できる運用を開始。
令和2年	地域学校共働本部との連携 (モデル事業)	超高齢化社会への対応の一環として、モデル地区(益富、若園)において、交流館と地域学校共働本部の連携事業を実施。
令和3年～	予約システムの導入	交流館やコミュニティセンターなど公共施設のホールや会議室等の空き状況の確認や利用予約ができるシステムを導入。
令和4年～	キャッシュレス決済の試行・運用	デジタルを活用した利便性向上のため、キャッシュレス決済(クレジットカード、コード決済、交通系電子マネー)を導入。
令和5年～	Wi-Fiモバイルルーターの試験導入	インターネット通信を活用した講座、会議等の利用による利便性向上のため、モバイルルーターの無料貸出を試験導入。
令和6年～	市外利用者割増料金の導入	施設の利用状況や施設の維持管理費の増加等を踏まえて、受益者負担の適正化を図るため、複数施設において、市外利用者割増料金(基本使用料の2倍)を導入。

2 (5) 利用に関する実績

●施設利用

【交流館】

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(延べ)	2,414,067	1,293,240	1,693,850	1,890,726	2,336,723
うち部屋	848,523	436,478	576,700	711,341	988,918
うちロビー	1,282,747	636,181	850,280	916,546	1,081,484
うち図書	282,797	220,581	266,870	262,839	266,321

【体育施設】

	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数(延べ)	180,140	126,116	150,996	148,154	134,702

●講座

	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数(延べ)	936	415	830	818	1,058
参加者数(延べ)	48,325	15,739	20,879	25,393	24,871

●自主グループ(定期利用登録団体)

	R1	R2	R3	R4	R5
グループ数	1,091	1,041	957	901	868
人数	15,439	14,351	12,419	11,303	10,580

●蔵書冊数

	R1	R2	R3	R4	R5
蔵書冊数	440,069	440,197	438,844	436,973	443,730

3 平成30年条例改正に伴う効果検証

3 (1) 平成30年条例改正の概要

■ 背景及び課題感

- 平成14年に生涯学習及び地域の交流拠点を目指して、「生涯学習センター交流館」に名称を変更。また、平成17年の市町村合併を機に、社会教育の場に加え地域の交流・活動の場としての役割を強化してきた。
- しかしながら、施設利用に際して、有料講座や企業利用など貸部屋利用に制約があり、登録団体など利用者の固定化の進行等、**活発化・多様化する市民活動ニーズに対応しきれていない状況**があった。
- また、運用ルールについても全館統一のままであり、本市の特徴である広い市域で、**地域の実情や特性に応じた地域の拠点施設としての役割を十分に果たしきれていない側面**があった。

■ 交流館に求められる役割

「市民活動を促進し、市民の活躍を支援する」

- ①地域の「学びの場、交流の場、活動の場」、人づくり、地域力向上の雰囲気づくり
- ②コーディネート役: 人と人・人と情報(制度や事業)をつなぐ、活動の相談等

■ 平成30年条例改正の内容

ねらい① 多様な主体による自主的・自立的な活動の促進 ⇒ (例) 部屋利用ルールの規制緩和(営利利用の緩和)

ねらい② 地域の実情や特性に応じた運営、共働の促進 ⇒ (例) 館独自ルールの設定、コーディネート機能の強化

	H30変更前	H30変更後
名 称	生涯学習センター交流館	交流館
根拠法令	社会教育法	地方自治法
利用ルール	営利目的 × 全館一律ルール	営利目的 ○(3倍料金) 館独自ルール(営業時間など)

3 (2) 総括するうえでの考え方

- 平成30年条例改正では、施設の設置根拠を社会教育法から地方自治法上の公の施設として位置づけ、地域自立した地域社会の実現に資するの拠点施設として社会教育施設からの発展を目指した。
- 平成30年条例改正における2つのねらいが達成してきたかについて、交流館の業務区分に沿って、定量的かつ定性的に振り返りを行う。

ねらい① 多様な主体による自主的・自立的な活動の促進 ⇒ (例) 部屋利用ルールの規制緩和(営利利用の緩和)

ねらい② 地域の実情や特性に応じた運営、共働の促進 ⇒ (例) 館独自ルールの設定、コーディネート機能の強化

交流館の業務区分



【定量的指標】 経年変化

- ・施設利用件数
- ・施設利用区分の割合
- ・事業実施件数
- ・事業実施区分の割合 等

【定性的指標】

- ・施設の活用事例
- ・事業の実施事例
- ・市民の様子、声
- ・運営者の声 等

ねらい①

ねらい②

総括

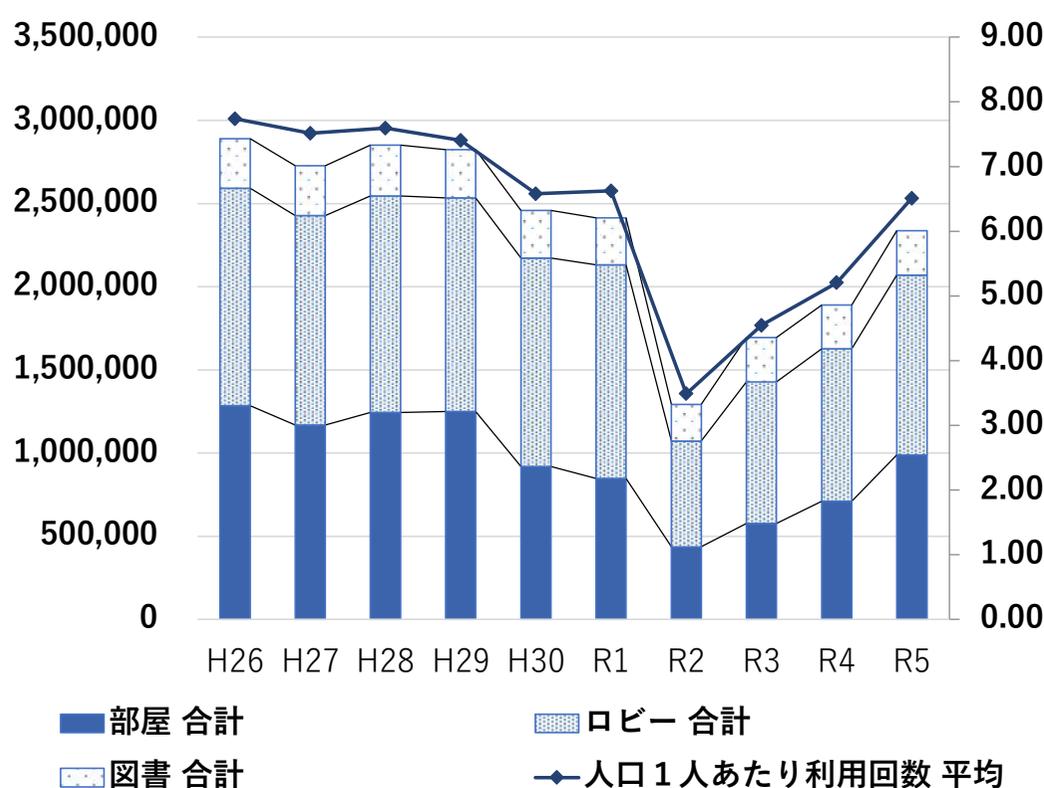
1 施設の運営に関すること

- (1) **部屋等の利用許可**に関する業務
- (2) **図書**に関する業務(全館)
- (3) **スポーツ施設**に関する業務
(石野・上郷・井郷・末野原・高橋・竜神・保見)
- (4) **子育てサロン**に関する業務
- (5) **自販機**の設置(全館)

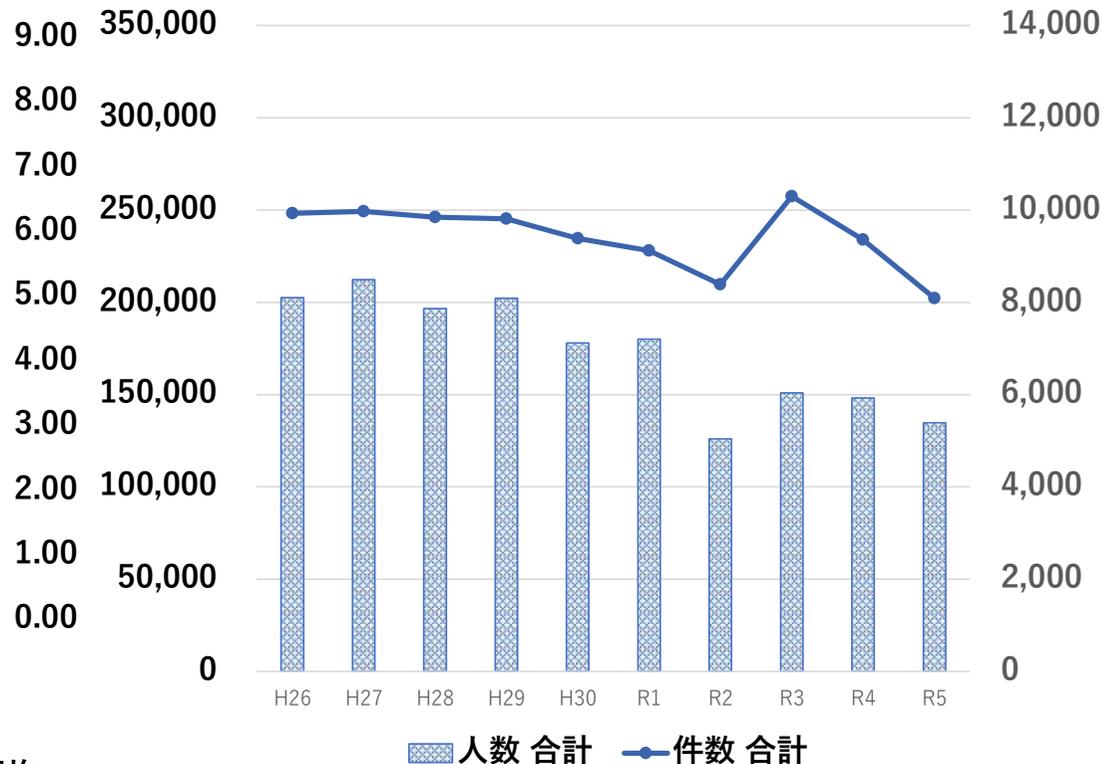
3 (3) 施設運営の視点【交流館年間利用人数（全館計）】

- ・交流館の施設利用目的は、主に「部屋」「ロビー等」「図書」「スポーツ施設」に区分される。
- ・どの区分においても、条例改正前と比較して、**条例改正後は利用人数が減少**している。
- ・コロナ禍で一時的に利用が落ち込んだものの、**現在は平成30年の水準まで回復傾向にある。**

交流館利用人数（全合計）



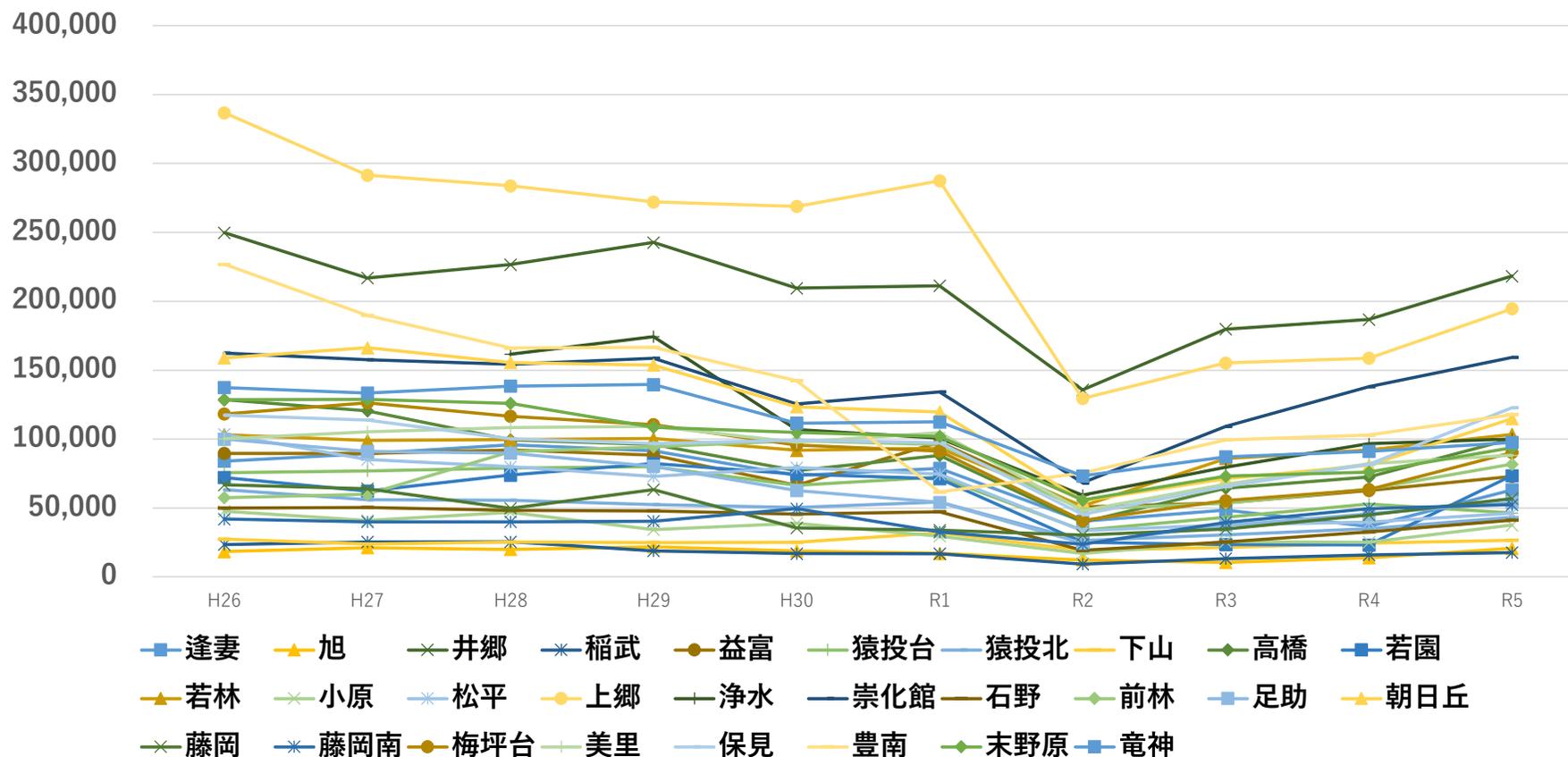
体育施設利用人数・件数（全合計）



3 (3) 施設運営の視点【交流館年間利用人数（各館別）】

・各館における増減推移は、概ね全体の利用人数の傾向と同じである。

全利用人数経年変化（全館）

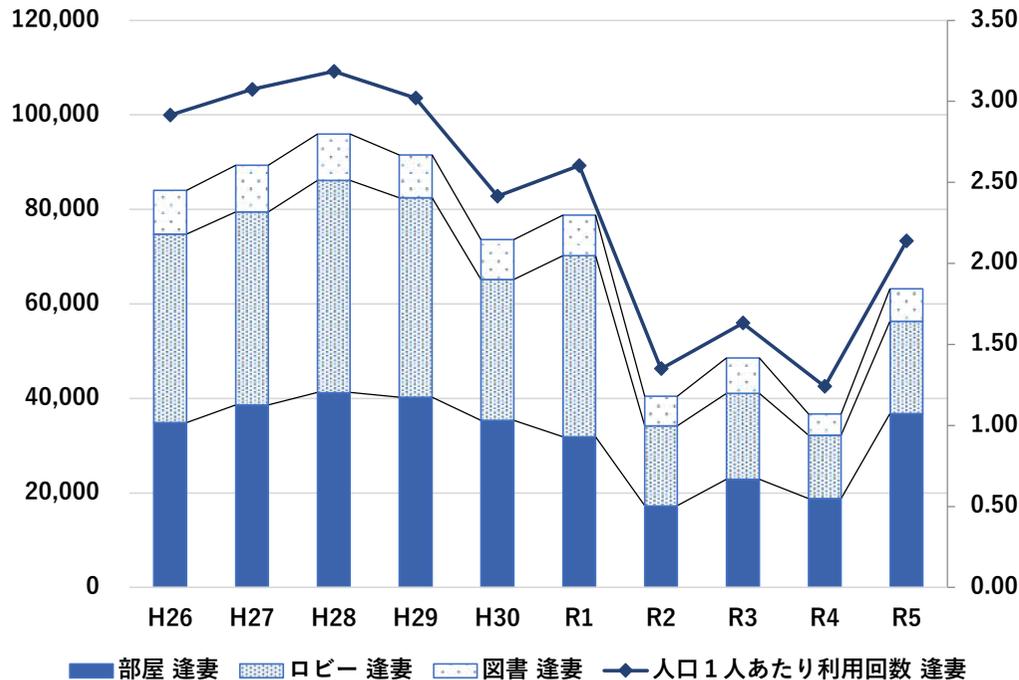


3 (3) 施設運営の視点

【交流館年間利用人数 (用途別の割合／タイプ抽出)】

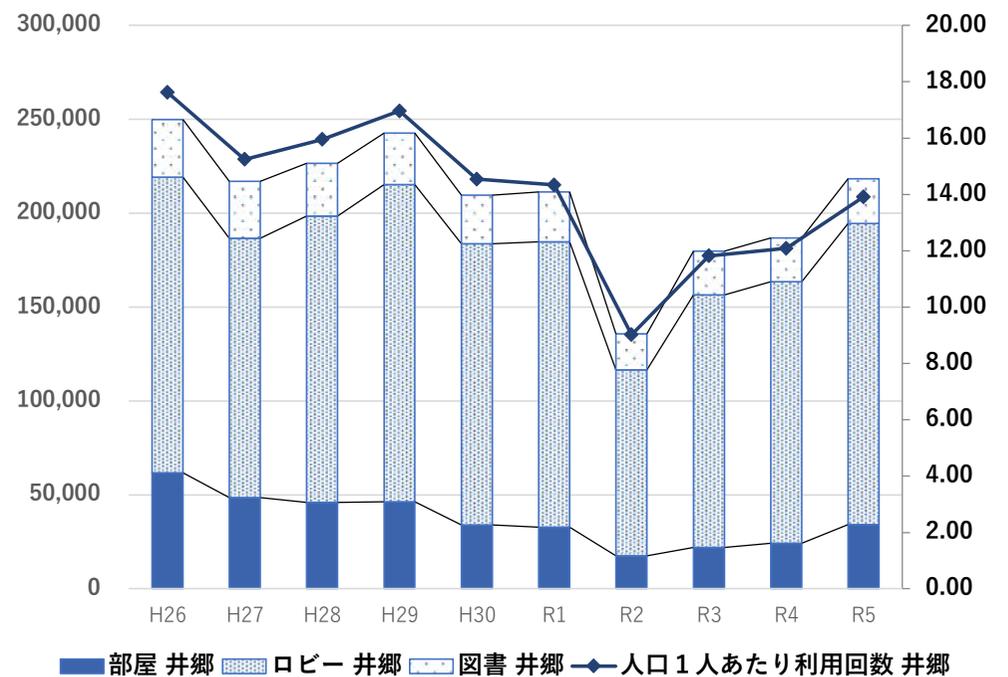
- ・施設の利用目的毎の割合比重は、施設により様々である。
- ・支所コミュニティセンター併設タイプでは、ロビー利用が高い割合(概ね5割以上)を占める傾向にある。
- ・図書利用は、どの館も概ね1割前後である。

交流館利用人数 (逢妻)



単独タイプ(逢妻)

交流館利用人数 (井郷)



支所等併設タイプ(井郷)

3 (3) 施設運営の視点

【交流館部屋利用件数 (料金区分別の割合／全体)】

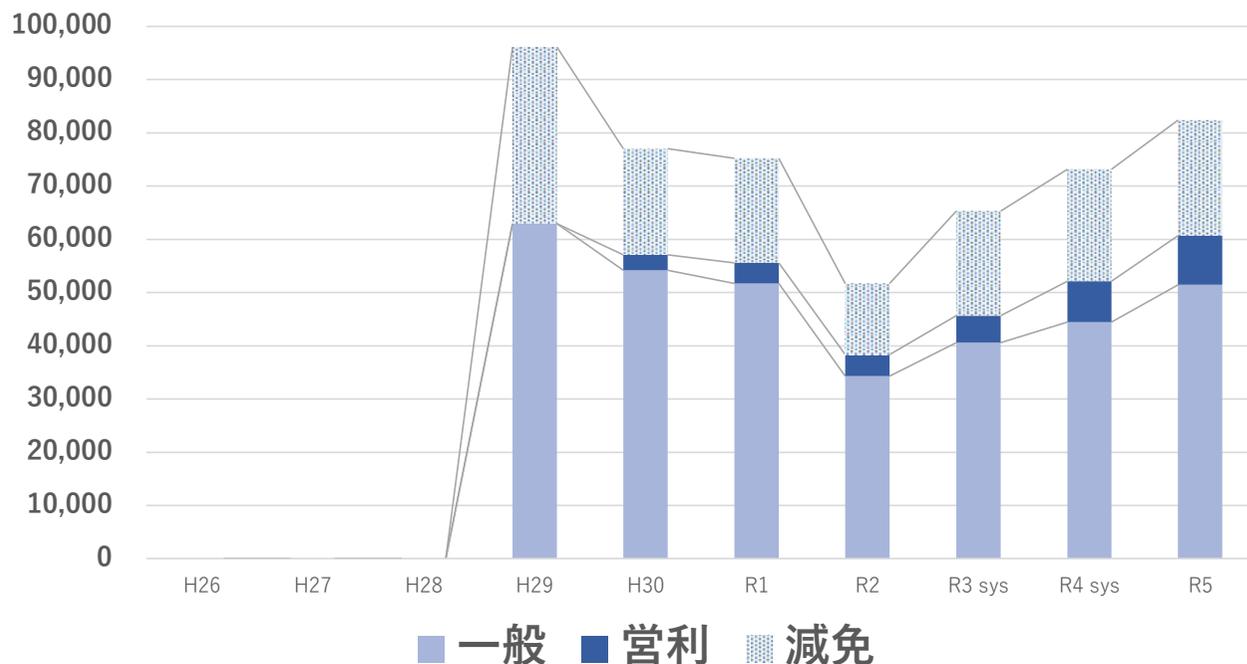


- ・部屋利用区分は「一般」「減免」「営利」に分けられ、営利目的の利用は3倍料金となり、公共的団体の公益目的の利用は減免適用(無料)となる。
- ・平成30年条例改正で、「営利」利用が可能になったため、**営利利用件数はコロナ禍を含め増加**推移。
- ・条例改正前後の増減率は、全体の減少幅と比較して、有料区分の減少幅は小さく、無料区分の減少幅は大きい。

ねらい①多様な主体

⇒ 営利利用を中心に多様な利用ができることが浸透しつつある。

交流館部屋利用件数 (全体)



(参考) 営利目的での利用例

英会話教室、ハンドメイド作品の販売、企業セミナー等

(参考) 条例改正前後の料金区分別利用件数比較

	H29	R5	増減率
有料(一般・営利)	62,945	60,692	-4%
無料(減免)	33,146	21,706	-35%
全体	96,091	82,398	-14%

※算出方法が異なるため、全体の利用件数は他で示す件数と必ずしも一致するものではない。

3 (3) 施設運営の視点

【交流館部屋利用件数 (料金区分別の割合／タイプ抽出)】

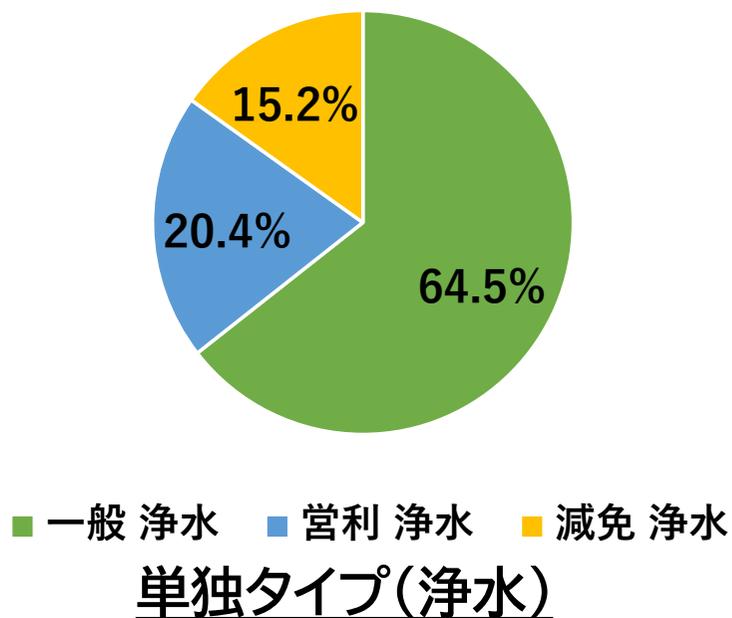


- ・施設の部屋利用の料金区分別の割合も、施設により特徴がみられる。
- ・山村地域では、減免利用の割合が高い傾向にある。

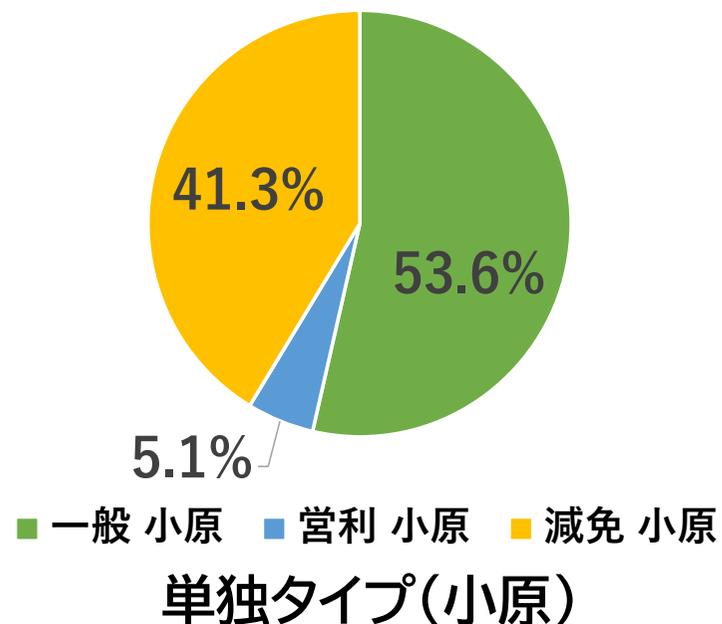
ねらい①多様な主体

⇒旧市域を中心に利用の固定化の改善傾向が見られる。
合併町村区域は条例改正後も公共的団体の利用が中心となっている。

一般・営利・減免平均割合 (浄水)



一般・営利・減免平均割合 (小原)



3 (3) 施設運営の視点 【施設運営における交流館の声】



民間企業を含めて身近な施設として活用される機会が増えていると実感しています。
個人事業主をはじめ教室形式の利用も増え、市民の学びが充実しています。

物販等ができるようになり、活用方法や交流館事業において広がりが出てきた。
利用した市民から「自分でもできることがわかった」という声もあり、市民の活動意欲が増していると感じる。

営利利用の浸透や予約システムの導入により、誰もが気軽に利用できるようになった半面、地域外や個人での利用を多く見かけるようになり、貸し館化が進んでいる。交流館がコミュニティセンターや民間のカルチャーセンターとどう違うのか、交流館の役割は何であるのか、わからなくなることがある。

誰もが気軽にできるようになり、一般利用が増えたことで求められる全市的な統一ルールと、地域の施設としての独自性をどこまで押し出して良いか迷います。
また、市民活動を支援していく上で、交流館のルールが邪魔になる時があります。安心安全、公の施設としての信頼と、身軽な活動の支援のバランスが難しいです。

紙で申請を受付していた時代は、利用者に聞き取りながら受付していたため、それがよいコミュニケーションの機会となっていた。受付方法が変化し、お部屋で誰が何をしているのかわからないことが増えた。どのように利用者とのコミュニケーションをとっていくかが悩ましい。

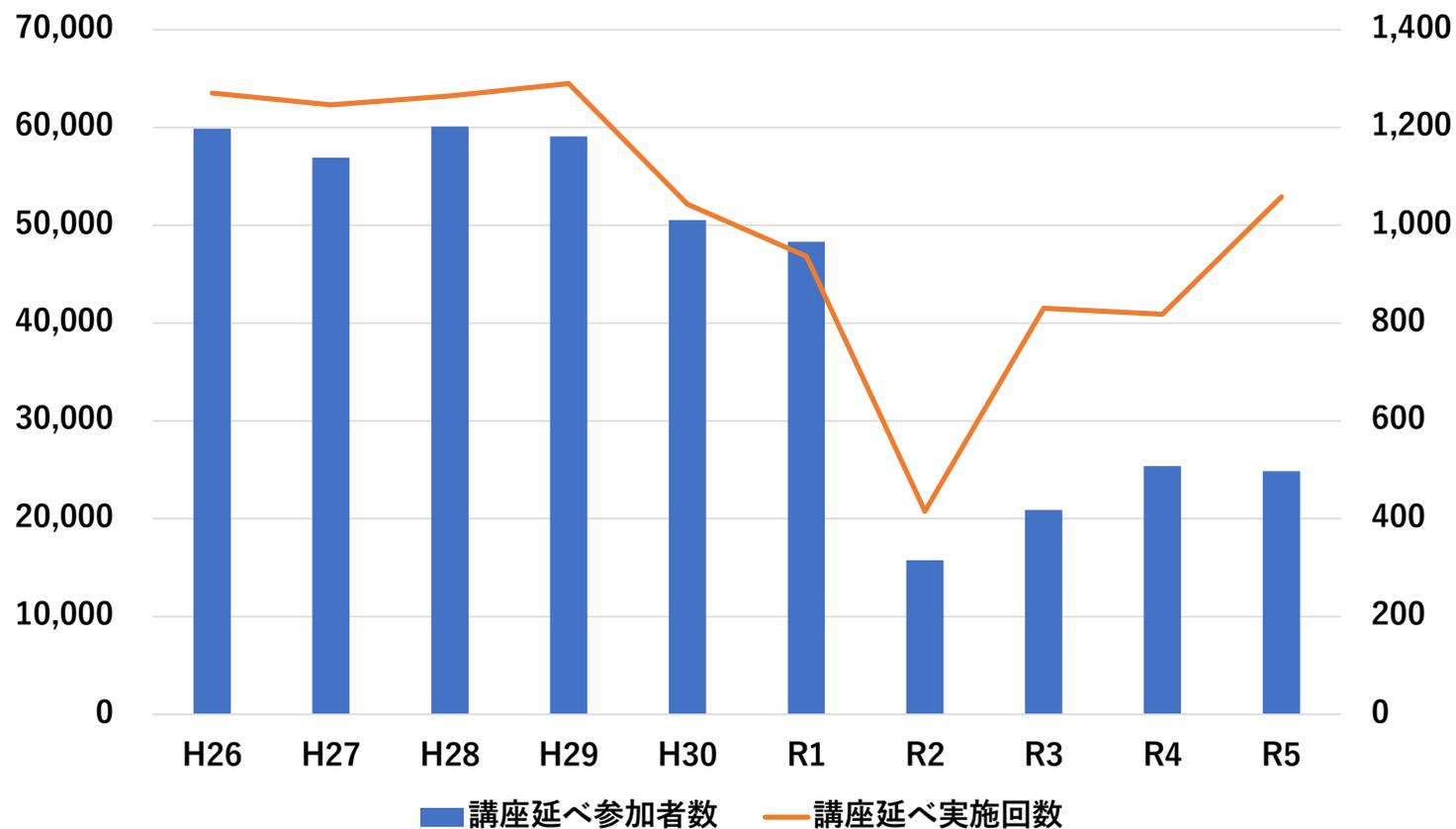
3 事業に関すること

- (1) **事業の企画・実施**
- (2) 市民の**活動支援**及び**コーディネート**
- (3) 施設及び事業に関する市民への**周知**

3 (4) 事業の視点 【交流館事業の実施回数及び参加者数 (全体／延べ)】

交流館全体では、毎年1,000件程度の講座等を実施(延べ回数)している。

講座等参加者数及び実施回数 (全体／延べ)



補足)コロナ禍をきっかけに、R2以降はふれあいまつり等の大型事業でも参加票により参加者数を把握するようになった。

3 (4) 事業の視点【交流館事業の連携主体数（全体／延べ）】

講座の多くは多様な主体と連携した事業である。

直近5年間の連携主体数は2,312にのぼり、中でも地域住民との連携実績は1,000を超えている

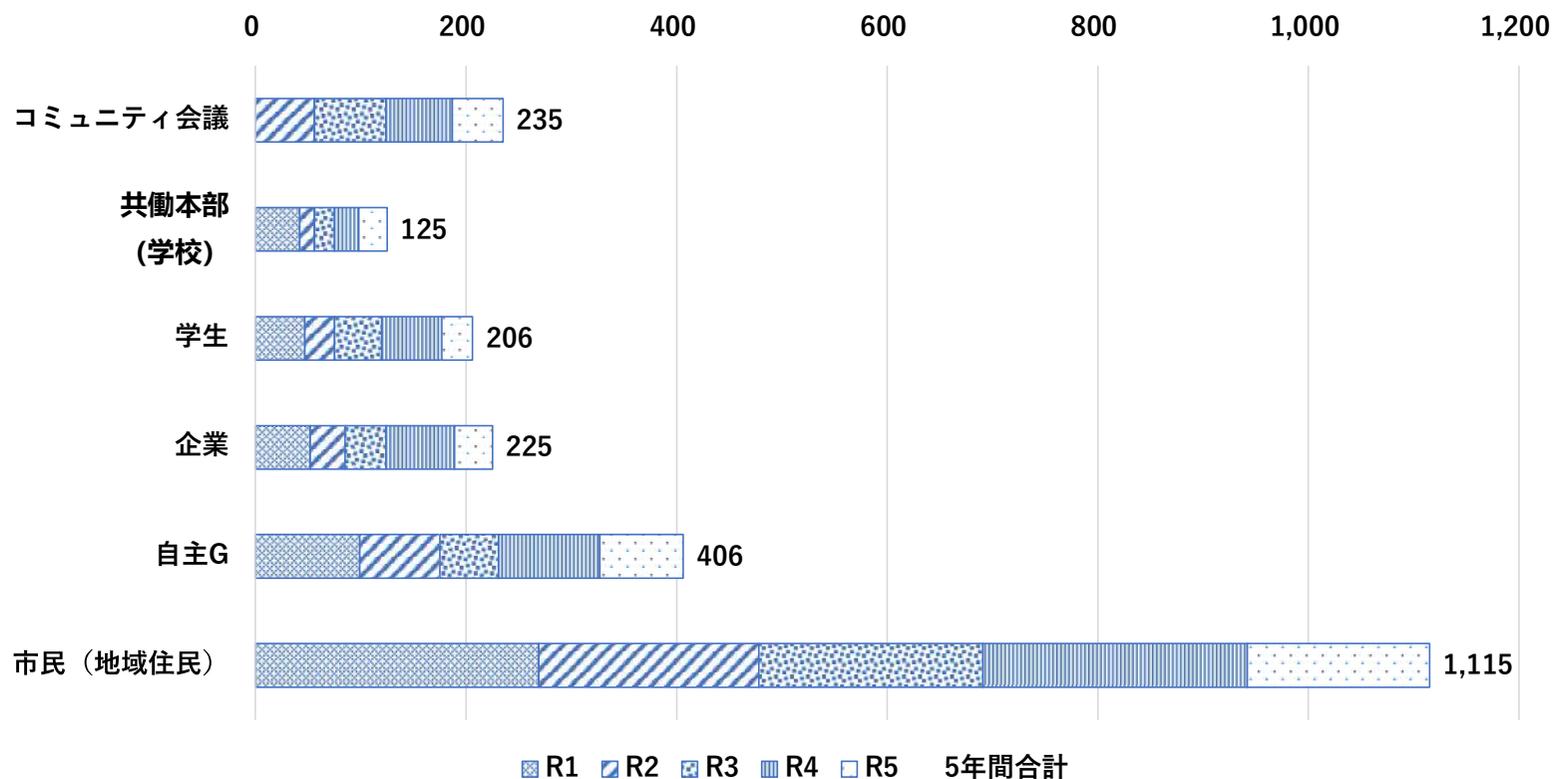
ねらい①多様な主体

⇒多様な主体の活躍促進

ねらい②地域の特性

⇒地域らしさ・魅力が引き立てられている

講座実施における連携主体数



3 (4) 事業の視点【交流館事業 受益者負担区分の割合 (全体)】

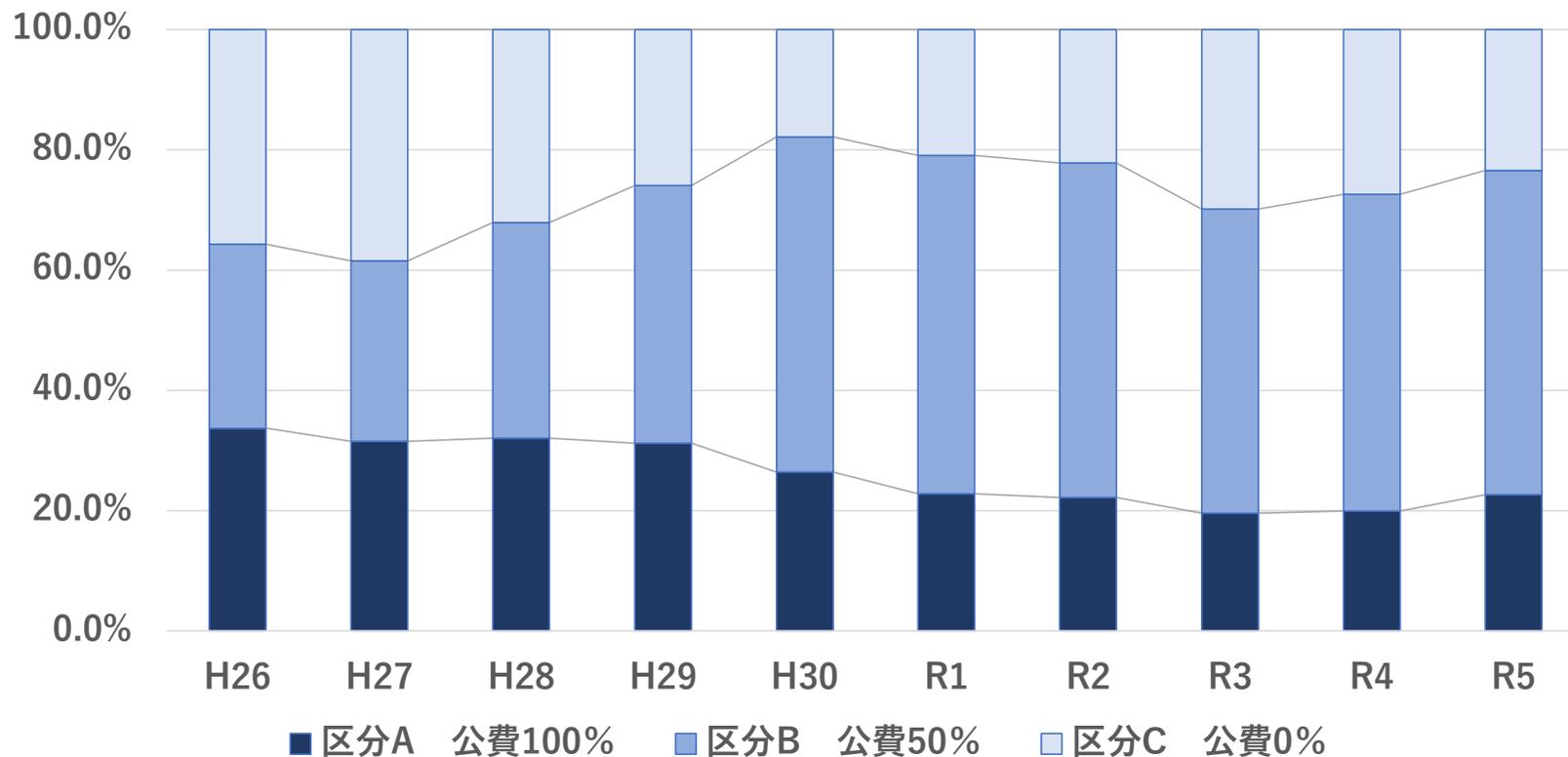


条例改正以降、事業における100%公費負担の割合は減少傾向にある。

ねらい①多様な主体

⇒自主的・自立的な活動にむけた事業展開が一定程度促進されている

受益者負担区分別講座実施割合



3 (4) 事業の視点 【交流館事業の事例①】

- ・民間企業を含めて身近な施設として活用される機会が増え、交流館事業においても広がりが出てきています。
- ・日常での相談をきっかけに、交流館が市民活動の支援を行い、自主的な活動へと発展していく事例もあります。

ねらい①多様な主体

⇒多様な主体の活躍、自主的・自立的な活動が促進されている



旭交流館「お寿司で学ぶSDGs」

民間企業が持つ専門的な知識やノウハウを活用して、楽しく子どもたちの理解を深めることができました。学童の協力を得て旭以外の4校から参加があり交流ができ、夏休みの良い思い出になったと思います。



益富交流館「宮前森林倶楽部」

「沢山の人に活動を知ってほしい」というグループの思いをうけて、講座による伴走支援を実施しました。現在は、活動も地域住民に周知され、チラシ作成、企画もグループで行い、受付のみ交流館が担当、後援という形で支援をしています。

3 (4) 事業の視点 【交流館事業の事例②】

- ・地域をよく知る住民と連携した事業が多数実施され、地域の特性や魅力が引き出されています。
- ・交流館のコーディネートにより、地域の人と人のつながりが広がり、学び合いが深まっています。

ねらい②地域の特性

⇒地域の魅力が引き出され、地域のつながりづくり・人づくりにも寄与している



藤岡交流館「ツール・ド・フジオカ ウォーキング」



高橋交流館「高橋ほっとサロン」

「藤岡を盛り上げたい」という講師の思いを受け、講座を実施しました。地元の方、区長さん、わくわく事業の方、高校生にも地域の話をしていただけるように依頼し、その時間を休憩時間に充てるようにタイムスケジュールを組みました。

交流タイムは好評、興味津々に聞き入る様子がかがえ、楽しみながら藤岡の魅力に触れていただくことができました。

当館で練習していた高校生に声をかけ、チラシからプログラム等を自分たちで考えるサロンコンサートを実施しました。日頃の成果発表の場、地域とのつながりづくりのきっかけとすることができました。

アンケートでは「北高の吹奏楽部に入りたい」と中学生からの声もあり、若い世代にも刺激を与える事業となりました。

4 地域共働に関すること

- (1) **交流館運営委員会**の設置・運営
- (2) **地区コミュニティ会議**の事務局
(会議、ふれあいまつり、二十歳のつどいなど)
- (3) **地域会議及び地域活動**等との連携

3 (5) 地域共働の視点

【地域の実情や特性をふまえた 交流館の運営概要】

- 交流館条例第3条において、
「交流館は運営に当たって、地域の意見を聴き、地域の実情を考慮して行う」ことが明文化された。
- 交流館は、主に「交流館運営委員会の設置運営」「地区コミュニティ会議の事務局」「日常の窓口相談」「地域行事や会議への参加」等を通じて、地域の実情や特性を把握し、交流館運営に活かしている。
- また、地域による主体的な活動、市民との共働・連携を推進するために、交流館自身も、職員研修等を通じてコーディネート機能の強化に取り組んできた。



交流館主事2年目以上選択研修

研修のねらい	中間支援組織としてコーディネート能力を高める。市民活動センター、登録団体とつながりを持つ。
内容	コーディネートの手法を学ぶ。 後日登録団体との交流会を持ち、団体の活動や悩みを知る。
振り返り	「コーディネート」に対し、前向きな気持ちを持つことができた。 活動団体を知ること、具体的な支援のイメージを持つことができた。団体とのつながりを持てた。ファシリテーションの体験をすることができた。

3 (5) 地域共働の視点

【館独自ルールの設定 (開館時間及び利用時間区分)】



- ・条例改正後、交流館は地域の実情に応じて開館時間や利用時間区分を独自に設定できるようになった。
- ・開館時間については、R3まで稲武交流館が日曜日・月曜祝日の開館時間の短縮を実施。※現在は終了
- ・利用時間区分については、28館中16館が1時間区分を適用している(令和6年4月1日時点)。
- ・その他の館においても、随時運営委員会等で地域の意見や利用状況をふまえ、3時間区分を継続適用している。

館数	交流館名	施行	実施区分	1時間区分を適用している部屋
1	逢妻交流館	R4	一部	多目的ホール、調理実習室
2	旭交流館	H30	全部	第1大会議室、第2大会議室、第1中会議室、第2中会議室、小会議室、調理実習室、団体室、視聴覚室、第1和室、第2和室、第3和室
3	井郷交流館	H30,R6	一部	大会議室、調理実習室、第2研修室
4	石野交流館	H30	一部	調理実習室、小会議室
5	稲武交流館	H30	一部	多目的ホール、小ホール、会議室、第1研修室、第2研修室、和室
6	小原交流館	H30,R5	全部	ホール、ふれあいほーる、控室1、控室2、控室3、視聴覚室、研修室1、研修室2、研修室3、研修室4、調理実習室、会議室
7	猿投北交流館	H30	全部	多目的ホール、調理実習室、大会議室、中会議室、小会議室、和室、工芸室
8	猿投台交流館	H30	全部	多目的ホール、調理実習室、中会議室、小会議室、和室、研修室、工作室
9	下山交流館	H30	全部	多目的ルーム、視聴覚室、11会議室、12会議室、13会議室、14会議室、21会議室
10	浄水交流館	H28(※新館)	全部	多目的ホール、調理室、音楽室、大会議室1、大会議室2、小会議室、美術室、実習室、和室
11	藤岡交流館	H30	全部	多目的ホール、ふじおかホール、大会議室、中会議室、小会議室、調理室、和室、工芸陶芸室
12	藤岡南交流館	R2	全部	多目的ホール、大会議室、小会議室1、小会議室2、小会議室3、和室
13	保見交流館	R5,R6	全部	多目的ホール、大会議室、中会議室、小会議室、調理実習室、工芸室、研修室、和室
14	前林交流館	R2	一部	調理実習室
15	美里交流館	H30	一部	大会議室
16	若園交流館	R5(※新館)	全部	多目的ホール、大会議室、中会議室、小会議室、調理実習室、工芸室、和室

3 (5) 地域共働の視点

【館独自ルールの設定 (ロビーの利活用等)】

- ・改正により、条例に規定のない利用ルールについても交流館が地域の実情に応じて独自に設定できるようになった。
- ・これまで、運営委員会等での地域の意見をふまえて、共有スペースの利活用や飲食の緩和等を実施してきた。

ねらい②地域の特性

⇒地域の意見をふまえ、市民に交流館の機能を最大限に活用してもらえるような工夫がなされたことで、利用者の利便性が向上している。



猿投台交流館等「飲食ルール等の緩和」

使い勝手がよくなって、助かっています。



石野交流館等「学習スペースの設置」

生徒が立ち寄りやすく、職員の見守りもあるため安心です。



竜神交流館「ロビースペースでの無人物販」

ここでもらったメダカが増えました!!来館するのが楽しみになる場所です。

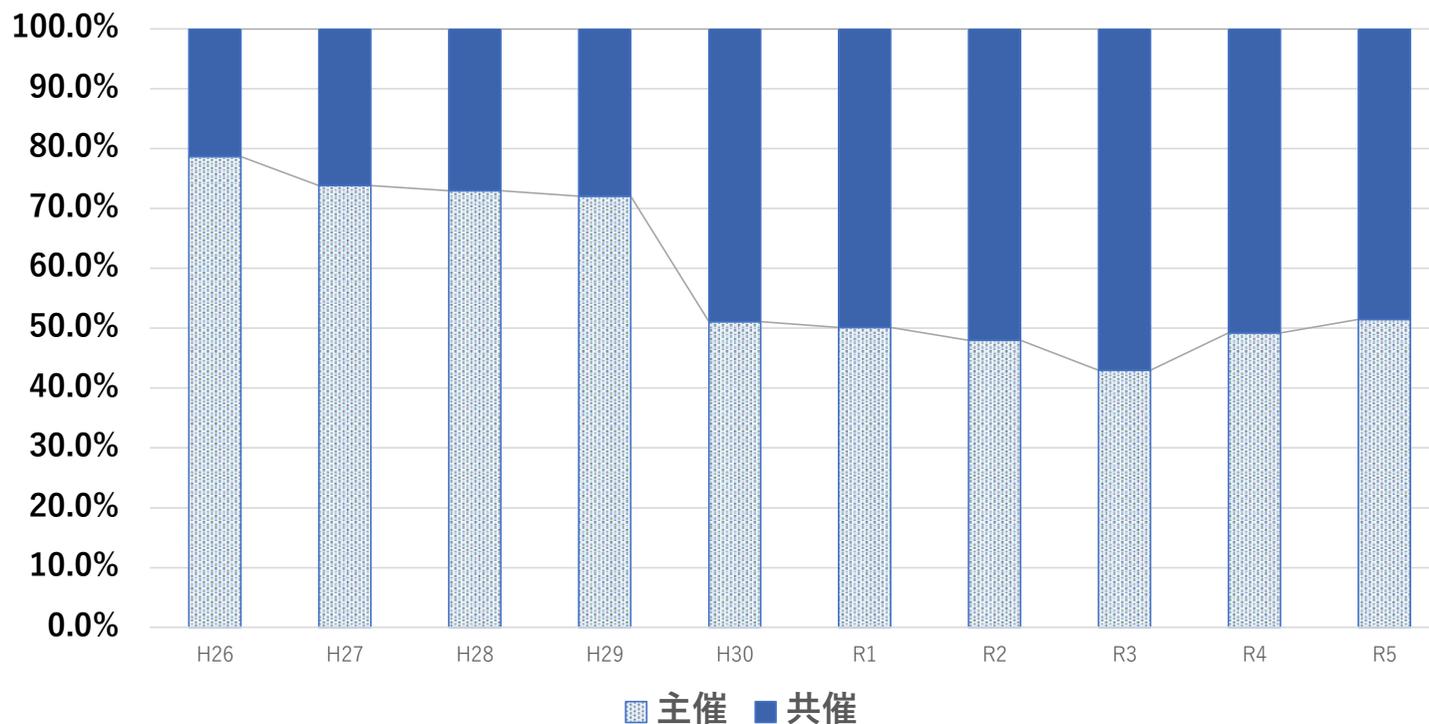
3 (5) 地域共働の視点 【地域活動との連携①】

- ・交流館では、運営委員会のほか「地区コミュニティ会議の事務局」「日常の窓口相談」「地域行事や会議への参加」等をきっかけに、地域住民のやりたい気持ちを応援する事業や地域課題に目を向けるきっかけとなる事業を実施している。
- ・事業の実施形態の割合(主催と共催の区分割合)は、条例改正前後で逆転している。→現在は、「**共催が多い**」

ねらい②地域の特性

⇒地域・市民との共働による人づくり、つながりづくりが促進されている。

主催／共催区分別講座実施割合



3 (5) 地域共働の視点 【地域活動との連携②】

ねらい②地域の特性

⇒地域・市民との共働による人づくり、つながりづくりが促進されている



足助交流館「コロナ禍での住民の写真展示」

コロナ禍で足助住民の方が一同に集まれるような事は難しいという事から、お盆に帰省している方をターゲットにふれあいまつりで足助住民の写真を撮影して展示をする企画を実施しました。

足助地内の写真店が交流館に仮設撮影所を設置。孫・ひ孫たちが集まり家族一同の集合写真や高齢の兄弟、夫婦等が撮影に参加され、展示も好評でした。



崇化館交流館「矢作川河畔放置竹林の伐採と循環」

竹の利活用が減少する中で放置された竹林は、大雨の際の増水、生態系の破壊等さまざまな課題を生み出しました。

このことをコミュニティ会議としても地域課題と捉え、企業と共働で整備活動を行いました。

ただ竹の伐採を行うのではなく、その先の竹の循環サイクル(SDGS)についても利活用を一緒に考え、竹チップの事業者の協力の下、牛の飼料等への活用につなげることができました。

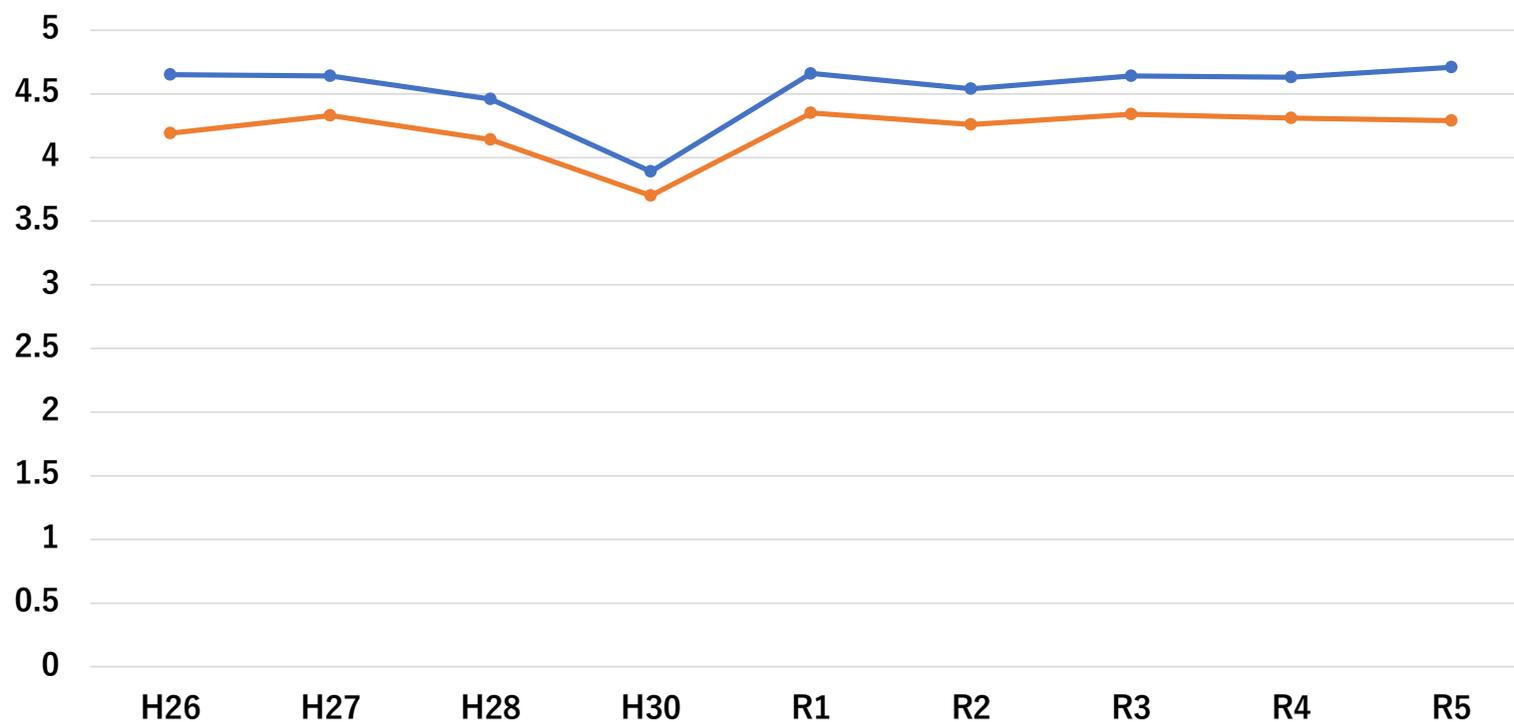
3 (5) 地域共働の視点

【交流館事業の満足度及び達成度(全体)】



・交流館事業(主に講座)参加者の満足度、実施職員の達成度はともに高い傾向にある。

受講生満足度・講座達成度



補足)

※受講生満足度 5段階評価(5大変良かった、4良かった、3ふつう、2やや物足りなかった、1良くなかった)

※事業達成度 5段階評価(5予想以上にできた 4十分にできた 3おおむねできた 2やや不十分であった 1不十分であった)

3 (5) 地域共働の視点 【地域に関する交流館の声】

コミュニティ活動や地域との連携を進める中で住民同士のコミュニケーションがつながり、広がっていくことを実感しています。

地区コミュニティ会議は地域性が強く出る組織だと思います。自分の地域では、少しずつですが、地区コミュニティ会議を自分事として捉えられるようになってきていると感じています。

市民が多様な分野の生涯学習を通じて自分の地域や暮らしをより良くするために、知識や教養を学び、交流を通して仲間と活動している姿は条例改正前から変わっていないと思います。地域の主体的な活動におけたコーディネートを強化する一方で、交流館における「学び」の位置づけがあいまいになってしまっていると感じています。

定年延長や地域の各種団体が縮小・解体傾向にある中で、コミュニティ会議の運営が難しくなっています。交流館として、地域の自立した活動を支えつつ必要な支援をするのが望ましいと思いますが、地域との関わり方のバランスが難しいです。関わり方によっては、交流館にやらされていると感じてしまう方もいるため、支援って難しいなと感じています。

・自分の地域の地区コミュニティ会議の各部会役員は1~2年で交替してしまいます。前年度に行った事業をベースに実施するのが精一杯、地域課題にじっくり取り組んだり、新しい企画を生み出す難しいのが実態です。変えることも難しく、事務局主導になってしまう局面も多々あり、大変さが増しています。

3 総括

3 (6) 成果と課題【多様な主体による活動促進】



ねらい① 多様な主体による自主的・自立的な活動の促進 ⇒(例)部屋利用ルールの規制緩和(営利利用の緩和)

【成果】😊

- ・ <施設利用> 営利利用を緩和したことにより、新たな事業者や収益事業の実施がされるなど改善傾向がみられている。(P5,6)
- ・ <事業> 延べ2千を超える連携が図られるなど多様な主体の自主的・自立的な活動が推進されている。(P13,14)
- ・ <事業> 民間企業のノウハウを活用した事業や地域住民を巻き込んだ物販等、広がりがみられている。(P15)

【課題】😞

- ・ <施設利用> 利便性向上を目的とした予約システムの導入等により、利用者との接点が少なくなり、貸館化している傾向にある。貸館利用できる施設は他にもあり、「交流館ならではの利用者との関わり方や館(職員)の役割」について認識を共有する必要がある。
※そもそも貸館化自体を問題とするかという点もある
- ・ <施設利用> 営利利用の緩和による利用者拡大の効果も踏まえて、料金設定や減免制度など「より良い利用形態のあり方」については課題である。
- ・ <事業> 交流館を拠点とした地域活性化あるいは課題解決に寄与する取組について、これまでにない新たな発想をもって地域(住民)とともに取り組んでいく必要がある。

3 (6) 成果と課題【地域の実情や特性に応じた運営、共働】



ねらい② 地域の実情や特性に応じた運営、共働の促進 ⇒(例)館独自ルールの設定、コーディネート機能の強化

【成果】😊

- ・ <施設利用> 半分以上の館が利用時間区分の変更をしており、地域の実情を踏まえた運営がなされている。(P20)
- ・ <事業> 共催事業が半数以上を占めるようになり、地域・市民との共働による地域づくりが促進されている。(P21)
- ・ <共働> 地域住民との連携実績は5年間で延べ1,000件を超えており、地域住民との共働事業を通じて、地域の魅力や特性が引きだされるとともに、地域の人づくり・つながりづくりに寄与することができている。(P14)

【課題】😞

- ・ <施設利用> 地域住民の声をもとに、館ごとに柔軟な運営をしている館がみられる一方で、公共施設としての公平性と地域の特色ある運営とのバランスに苦慮する面もあり、**「地域の実情や特色ある運営の姿」について検討する必要がある。**
- ・ <事業> 交流館は中学校地区に1館設置する地域の拠点であるため、当該地域を基本とした運営がなされている一方で、市全体の施設でもあることから**「地域間連携や広域的な利用のあり方」について期待される。**
- ・ <共働> 自立した地域づくりの実現に向けて、市民の活躍機会のコーディネートが重要な役割であるが、地域課題の複雑化や担い手確保が顕著になる中で、**「交流館が担うべき地域のコーディネートのあり方」について共通認識を持つ必要がある。**

3 (6) 総 括【総論】

- 平成30年に実施した条例改正については、これまで社会教育施設として昭和の時代に公民館を設置して以降運用してきた歴史的な背景などを踏まえると、交流館の新しい姿を描くための積極的な政策転換であったといえる。
- 満を持して運営を開始したが、コロナ禍の災禍にも見舞われ、交流館としては出鼻をくじかれたような恰好になってしまった。それでも地域住民の前向きな関わりや交流館職員の努力により安定的な運営や利用者拡大につながっている。
- 条例改正の狙いであった「①多様な主体による自主的・自立的な活動の促進(営利利用の緩和)」、「②地域の実情や特性に応じた運営(独自ルール)、共働の促進」については、実績等を考慮して述べてきたように一定の成果を得たと捉えている。
- 一方で、交流館の現場では、社会教育施設から一般行政施設に転換し上記2点を意識して運営に取り組んできた結果、貸館化している傾向もみられており、改めて、交流館が担うべき役割、支援やコーディネートのあるあり方など社会教育施設との違いについての課題がみえてきた。
- また、多くの方が人生100年生きる時代になり、先行きが不透明な社会環境において、交流館が担っている「学び・交流・活動」の機能は引き続き重要であり、市民一人ひとりが、生きがいや自分らしさを大切にしながら、主体となって活躍していくことが欠かせない。
- 加えて、地域では、担い手不足やつながりの希薄化あるいは地縁組織の持続化が課題となっており、拠点としての交流館の期待は益々高まっているといえる。
- 今回の評価検証も踏まえて、交流館の充実に向けては、本市が掲げる将来像である『つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた』を実現するため、交流館が持つ「つながり」を最大限に発揮していくことが必要である。
- なお、令和6年度生涯学習審議会の機会を通じて、交流館のこれからを考える機会としていく。